

家畜衛生だより

令和7年3月 No.69
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

令和7年4月1日からBSE検査対象牛の 搬入先が変わります

令和6年4月1日に BSE 検査対象牛が変更され、検査頭数及び県保冷庫の受け入れ頭数が減少したことに伴い、令和7年4月から県保冷庫での BSE 検査対象牛の受け入れ・保管は中止することになりました。

今後、BSE 検査対象牛は、家畜保健衛生所（家保）に連絡したうえで、家保に搬入し、検査を受けることになります。

なお、補助金制度については、裏面の県畜産協会の資料を御参照ください。

【参考】令和6年4月1日以降の BSE 検査対象牛

① BSE を疑う症状のあった死亡牛（全月齢）

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物に対するためらいなど行動変化があった牛

② 起立不能等を示していた死亡牛（全月齢）

※ 獣医師がBSE検査が必要と判断した牛



上記の牛については、BSE 検査を行う必要がありますのでNOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡して、検案書を作成してもらってください。検案書は死亡牛処理整理票に添付する必要があります。

ご不明な点があれば、庄内家保までお問い合わせください。
庄内家畜保健衛生所：TEL 0235-68-2151

牛飼養者・関係者の皆様へ

令和7年3月

公益社団法人山形県畜産協会

BSE 検査対象死亡牛の受入終了について

令和6年4月から死亡牛の BSE 検査対象が変更になり、県内の検査頭数も数頭、保冷库の受け入れ頭数は0頭にまで減少いたしました。

これに伴い、令和7年4月から、保冷库での BSE 検査対象牛の受け入れ・保管を中止することになりました。

・今後の BSE 検査は、地域の家畜保健衛生課(家保)に連絡をしたうえで、家保に搬入し検査を受けることになります。

・BSE 検査に係る経費に対する補助金の一部は継続します。内容、手続等は以下のとおりです。

検査対象死亡牛 (R6年4月以降の変更内容)

・BSE を疑う症状のあった死亡牛(全月齢)

・起立不能等を示していた死亡牛(全月齢) ※ 獣医師がBSE検査が必要と判断した牛

補助金 検査促進費:獣医師に生前の情報を提供した場合 6,000 円

検査提供費:BSE 検査のため保冷库等(家保)に搬入した場合 6,000 円
(畜主が搬入した場合でも補助します)

※当該死亡牛の生前情報の提供の有無、適正な輸送、(一時保管)、処理及び BSE 検査が実施されたことを確認するため、**死亡牛処理整理票**の該当項目に記入が必要です。

補助金合計 12,000 円を後日、死亡牛処理整理票記載の口座に支払います。

お問い合わせ先

補助金に関すること 公益社団法人山形県畜産協会 TEL023-665-1157 衛生担当

BSE 検査に関すること 各家畜保健衛生所 村山 TEL 023-686-4410

最上 TEL 0233-29-1357

置賜 TEL 0238-43-3217

庄内 TEL 0235-68-2151

搬入に際しては

・搬入時間:平日 9 時~15 時

・原則休日・夜間の搬入は受け付けません

 平成 15 年 4 月より 22 年続いた BSE 検査対象牛の保冷保管業務も終了になります。これまでの皆様のご協力に感謝いたします。

